

## 1. 子育て環境日本一の取組について

岸田首相が「異次元の少子化対策」を表明する中、子育て環境日本一の取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 日本一の子育て環境の推進に向けては、財源確保が重要であり、本府でも実績のあるiPS細胞による再生医療等の技術開発応援プロジェクト等のガバメントクラウドファンディング型のふるさと納税も有効と考えるがどうか。

(2) 亀岡市では、昨年子どもファースト宣言以降、保育園の紙おむつの無償提供など、子育て環境を推進する取組を進めており、こうした市町村の取組事例を府内に水平展開する取組が重要と考えるがどうか。

### 答弁

諸岡議員の御質問にお答えいたします。

ただいま諸岡議員から、最後のご質問との話がございました。これまで府政の発展のためにご尽力いただきましたことに心よりお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

子育て環境日本一の取組についてでございます。

昨年改定した総合計画においては「社会で子どもを育てる京都」の実現に向け「子育て環境日本一」の取組を進化させることとしております。

これは、「社会全体が子育ての主体として、負担や苦勞、喜びを分かち合う」という将来の到達点として掲げたものでございます。

「社会で子どもを育てる京都」の実現に向けては、行政だけでなく地域の皆様や企業など、社会を構成する多様な主体が知恵や資金を出し合いながら、取組を進めていく必要があると考えております。

京都府ではこれまでから、「子育て環境日本一」の取組の趣旨に賛同していただいた多くの企業から、企業版ふるさと納税によるご寄附をいただき、取組を進めてきているところでございます。

今後とも、企業版ふるさと納税や、議員ご紹介のクラウドファンディング型を含めたふるさと納税など、様々な手法を活用して財源を確保いたしますとともに、府民や企業の皆様との連携をさらに深化させ、オール京都で取組を進めてまいりたいと考えております。

また、子育て環境を推進する市町村の取組事例の水平展開についてでございます。

京都府ではこれまで、地域の特性を生かした子育てにやさしいまちづくりを進めるため、「まちづくりモデル事業交付金」により市町村の取組を支援し、延べ19の市町村に取組を広げてきているところでございます。

さらに、広域振興局、市町村、地域の子育て支援団体、経済団体等との連携による地域サミットなどの場を活用し、子育てにやさしいまちづくりや地域の子育て支援活動など様々な取組について横展開が進むよう、市町村間の情報共有を図っているところでございます。

議員ご紹介のとおり、亀岡市は、拠点を結びつけたエリア一体での「子育てにやさしいまちづくり」や、保育園等でのおむつの無償提供など、一步進んだ取組を進めておられます。

「社会で子どもを育てる京都」の実現に向け、このような先進的な市町村の取組を、企業や団体など多様な主体を巻き込んだものへとさらに進化させるため、来年度は、エリアが一体となった「子育てにやさしいまちづくり」の取組に対して重点的に支援してまいりたいと考えております。今後とも、「子育て環境日本一推進会議」において、先進的な取組を、他の市町村や企業、団体へと横展開することで、京都府全体の子育て環境をさらに向上させてまいりたいと考えております。その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

---

## 1. 子育て環境日本一の取組について

---

### 質問要旨

岸田首相が「異次元の少子化対策」を表明する中、子育て環境日本一の取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(3) コロナ禍で子育ての孤独・孤立が深刻化する中、未就園児も含め希望する全ての家庭がしんどくなった時、すぐに預けられる体制整備が喫緊の課題であり、孤独な子育てではなく、全ての子育て家庭が保育というセーフティネットに守られる環境を創設すべきと考えるがどうか。  
(健康福祉部長)

### 答弁

保育支援の充実についてでございます。

核家族化、地域のつながりの希薄化等により、未就園児を養育する家庭が地域の中で孤立した子育てを強いられているケースが指摘されており、こうした家庭への支援の必要性が高まっております。

京都府といたしましては、昨年改定した総合計画において、「社会で子どもを育てる京都」の実現を掲げており、未就園児も含め社会で子どもを育てる体制を整備する必要があると考えております。

議員御指摘のとおり、全ての市町村に保育所が設置されており、子どもの保育だけではなく保護者への支援や、地域の子育て支援を担う保育所のプロフェッショナルとしての役割は、非常に重要と考えております。

京都府では、在宅で育児をされている子育て家庭について、市町村の保健師等による全戸訪問事業等を通じて、身近な保育所に登録していただき、子育て相談や一時預かり等の必要な支援につなげる「未入園児一時保育事業」を実施してまいりました。引き続きこの事業を通じて、保育所が地域の支援拠点となり、子育てのノウハウを活かしたきめ細やかな相談支援や一時預かりを実施し、安心して子育てができる環境整備を進めてまいります。

また、保育所が保育環境の向上を図るとともに、地域の実情に応じた新たな役割や機能を展開していただけるよう、本定例会において、保育所の多機能化に対する補助制度の新設を提案しているところでございます。

さらに、国の令和4年度第二次補正予算において創設された「出産・子育て応援交付金」を活用し、  
・全ての妊婦や子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、

・ベビー用品購入や子育て支援サービス利用に係る経済的支援をパッケージとして、実施することとしております。

在宅育児のご家庭を含め、全ての妊婦や子育て家庭に対し、必要な支援を確実に届けられるよう、市町村との緊密な連携を図り、実施体制を構築するとともに、引き続き安心して出産、子育てができる環境整備にしっかり取り組んでまいります。

---

## 1. 子育て環境日本一の取組について

---

### 質問要旨

岸田首相が「異次元の少子化対策」を表明する中、子育て環境日本一の取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(4) 将来の妊娠を見据え、自分の身体の状態を知り、日々の生活や健康をより良いものにする取組であるプレコンセプションケアについて、国をはじめ全国各地で進められる中、府保健医療計画の中で、保健所や市町村保健センター等と学校保健が連携した教育や広報啓発活動が重要と明記している本府においても、プレコンセプションケアに関する施策に取り組むべきと考えるがどうか。  
(健康福祉部長)

### 答弁

次に、プレコンセプションケアについてでございます。

プレコンセプションケアですが、女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組とされております。京都府といたしましては、男女を問わず、妊娠前からの望ましい生活習慣や性感染症の予防など、妊娠・出産に関する正しい知識を、学齢期や思春期の段階から提供することが大切であると考えております。

これまでから、保健所とともに、市町村や教育委員会、学校等と連携して

- ・ 小・中・高等学校における、保健体育等の授業の中での助産師等の専門職による、生命の誕生や体の発育、日々の健康管理や食生活等に関する講座の開設や、
  - ・ 児童生徒等を対象とした、喫煙の害についての保健師による出前講座の開催や啓発リーフレットの配布
  - ・ 「きょうと子育てピアサポートセンター」の妊娠出産・不妊ほっとコールにおける、若者に対する健康教育や相談支援
- など、プレコンセプションケアの取組を進めております。

今後は、「きょうと子育てピアサポートセンター」を中心に、ホームページを通じた情報発信や講座を導入する学校の掘り起こしなど裾野の拡大に努めるとともに、

- ・ 教育委員会と連携し、教職員や保護者を対象とした研修会を開設したり、
- ・ 京都府が実施するライフデザイン事業の中で、若者が将来の人生設計等を考えるワークショップと併せて、大学生等にプレコンセプションケアに関する普及・啓発を行うなど、一層取組を強化してまいります。

---

## 2. ヘイトスピーチについて

---

### 質問要旨

近年、ヘイトスピーチを伴う街頭宣伝活動が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がウェブサイト等で宣伝されるなど、社会問題化し、外国人が多数居住する地域などで深刻な被害が見られる中、ヘイトスピーチに関し、次の諸点について、所見を伺いたい。  
(府民環境部長)

(1) ヘイトスピーチ解消法において、ヘイトスピーチの抑止が自治体の責務とされ、本府ではヘイトスピーチ解消法に基づく基本的施策として、「相談体制の整備」、「教育の充実等」、「啓発活動等」の3つを掲げているが、ヘイトスピーチの現状認識と取組方策はどうか。

(2) 全国において、ヘイトスピーチ規制条例の制定が進む中、本府においても、人権に関する条例制定への取組などを通じ、差別とヘイトスピーチのない社会を構築していくべきと考えるがどうか。

### 答弁

ヘイトスピーチについてでございます。

ヘイトスピーチの状況につきましては、法務省が平成24年4月から平成27年9月までの間に行われたヘイトスピーチを伴うデモ等の発生状況を調査した結果、全国で1,152件、うち京都府内のものは31件確認されております。

また、最近ではインターネット上に、特定の国や地域の出身である方に対して、危害を加える旨を告知する、著しく侮蔑する、又は地域社会から排除することを煽動する、などのいわゆるヘイトスピーチに該当すると思われる投稿が数多く存在しているところであり、京都府が平成27年4月から令和5年1月までの間に実施したモニタリングにおいて、68件の投稿が確認されたところでございます。

ヘイトスピーチは憲法で保障された個人の尊厳を侵害し、対象とされた方々に多大な苦痛を強いるとともに、地域社会に深刻な亀裂を生じさせる断じて許されない行為と認識しております。そのため、府民だよりや新聞意見広告、ラジオ番組、シンポジウムや研修会の開催など、様々な機会や媒体を活用してヘイトスピーチを取り上げた府民啓発を実施するなど、異なる文化や考え方を理解する多文化共生社会の実現を目指した取組を推進してまいりました。

また、いわゆるヘイトスピーチ解消法に基づく相談体制の整備といたしまして、京都弁護士会と連携し、人権問題に関する法律相談「京都府人権リーガルレスキュー隊」を開設するとともに、京都府が管理する会館や公園など公の施設でのヘイトスピーチを防止するためのガイドラインの策定などに取り組んできたところでございます。

このほか、国に対しては、選挙活動を利用したヘイトスピーチなどへの実効性のある対策を強く要請しているところであり、引き続き関係府県とも連携を図って粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

ヘイトスピーチの解消に向けては、人種や民族、国籍はもとより、社会的身分や出身などの違いに関わらず、個人の尊厳と基本的人権はすべての人に保障されているということを、改めて社会全体に浸透・定着させていくことが必要と考えており、改定した総合計画においても分野別基本施策の中に、多様性が認められる共生社会を構築するための方策を新たに加えたところでございます。

今後とも、人権に関する条例を制定されている自治体の事例もよく研究し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、差別もヘイトスピーチもない社会を実現するための取組を推進してまいります。